

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則
 (職員厚生課) 七三^ハ
 岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
 (環境企画課) 七五

告示

知事指定薬物の指定の失効
 (業務水道課) 七五
 医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定
 (地域福祉課) 七五
 指定医療機関の名称の変更の届出
 (同) 七六
 指定医療機関の廃止の届出
 (同) 七六
 指定医療機関の休止の届出
 (同) 七七
 介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定
 (同) 七七
 指定介護機関の廃止の届出
 (同) 七八
 医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定
 (同) 七九
 道路の区域変更
 (道路維持課) 七九
 道路の供用開始
 (同) 七九
 公共測量の実施
 (用地課) 八〇
 落札者等に関する公示
 (図書館) 八〇
 土地改良区役員の退任及び就任
 (中濃農林事務所) 八一
 令和元年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施
 (人事委員会) 八二

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

規則

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十一号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則(昭和四十六年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表一の項第一号中「一着」を「夏用・冬用各一着」に改め、同項第二号中

ベルトB	一本	別に定める期間
------	----	---------

を

ベルトB	一本	別に定める期間
安全靴	一足	別に定める期間

に改め、同表中五十九の

項を六十の項とし、五十二の項から五十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表五十一の項中

2 林業普及指導業務に従事する職員	作業服(上・下)	一着	一年
	防寒服	一着	三年

を

令和元年六月二十一日

第十四号
令和元年六月二十一日

(金曜日)

3 農業改良の普及業務に従事する職員	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	二年	
	防寒服	一着	三年	

を

3 農業改良の普及業務に従事する職員	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	二年	
	防寒服	一着	三年	

を

1 試験研究業務に従事する職員	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	二年	
	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	一年	
長靴	一足	三年		

に

2 現場業務に従事する職員(林業教育訓練業務に従事する職員を除く)	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	二年	
	防寒服	一着	三年	
長靴	一足	三年		

に

3 林業技手	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	一年	
	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	二年	
長靴	一足	三年		

に

改め、同項を同表五十一の項とし、同表中四十九の項を五十の項とし、四十三の項から四十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四十二の項中

改め、同項を同表五十二の項とし、同表五十の項中

改め、同項を同表十九の項とし、同表中十七の項を十八の項とし、六の項から十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表五の項中「危機管理部危機管理政策課」を「危機管理部防災課」に改め、同項を同表六の項とし、同表中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、同表一の項の次に次のように加える。

2 総務部税務課	不動産評価の業務に従事する職員	作業服(上・下)	夏用・冬用各一着	三年	
		作業服(上・下)	一着	一年	

に

2 現業的業務に従事する技術職員	作業服(上・下)	一着	一年	
	作業服(上・下)	一着	一年	

を

3 林業普及指導業務に従事する職員	作業服(上・下)	一着	一年	
	長靴	一足	三年	
防寒服	一着	三年		

を

4 林業普及指導業務に従事する職員	作業服(上・下)	一着	一年	
	長靴	一足	三年	
防寒服	一着	三年		

に

改め、同項を同表四十三の項とし、同表四十一の項中「工業技術研究所、産業技術センター、情報技術研究所」を「産業技術総合センター、食品科学研究所」に改め、同表第一号中「工業技術研究所」を「産業技術総合センター」に改め、同表第二号中「産業技術センター」を「産業技術総合センター」に改め、同表第三号中「工業技術研究所」を「産業技術総合センター」に改め、同項を同表四十二の項とし、同表中四十の項を四十一の項とし、三十九の項を四十の項とし、同表三十八の項中「保育士等」を「保育士及び児童指導員」に改め、同項を同表三十九の項とし、同表三十七の項第七号中「セラピスト」を「心理療法担当職員」に改め、同項を同表三十八の項とし、同表中三十六の項を三十七の項とし、十九の項から三十五の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十八の項中

別表備考を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十二号

岐阜県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年岐阜県規則第百二号）の一部を次のように改正する。

別記第七号様式備考第五号中「次の」を、「次の」に改め、同号②中「中」を「中」に改め、同様式備考第七号中「日本工務株式会社」を「日本工務株式会社」に改める。
 別記第九号様式中「中」を「中」に改め、同号②中「中」を「中」に改め、同様式備考第四号中「次の」を、「次の」に改め、同号②中「中」を「中」に改め、同様式備考第六号中「日本工務株式会社」を「日本工務株式会社」に改める。
 別記第十号様式中「中」を「中」に改め、同号②中「中」を「中」に改め、同様式備考第三号中「日本工務株式会社」を「日本工務株式会社」に改める。
 附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六十七号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 失効する知事指定薬物の名称
 - 1 N エチル 一 (三) メトキシフェニル) シクロヘキサノール 一 アミン及びその塩類 (通称 M E O P C E)
 - 2 一 (四) シアノブチル) N (ニ) フェニルプロパン ニール) 一 H ビロロ (ニ、三 b) ピリジン 三 カルボキサミド及びその塩類 (通称 C U M Y L 四 C N B 七 A I C A)
- 二 失効の理由
 - 当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。
- 三 指定の効力を失う日
 - 令和元年六月二十三日

岐阜県告示第六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中津川市国民健康保険 坂下診療所	中津川市坂下七三番地一	平成三一・四・一

<p>名 称 所 在 地 変 更 年 月 日</p>	<p>吉 田 医 院 安八郡安八町城一 六 同 ナルセ歯科クリニック 土岐市泉神栄町四 一八 同 粕川調剤薬局 揖斐郡揖斐川町黒田四四二 同 ルーン調剤薬局 羽島郡笠松町田代天神二四七 一 同 トイカイ薬局 多治見 多治見市本町三丁目一〇一 一 同 クリスタルプラザ店 多治見 多治見市本町三丁目一〇一 一 同 海 薬 局 関市下有知五二二八 一 同 ふくろう在宅クリニック 各務原市蘇原野口町五丁目一三〇 番地 令和元・五・一 中央クリニク 多治見市日ノ出町一 一七一 同 医療法人ふじいファミリィ歯科 中津川市花戸町一番二八号 同 渡辺歯科医院 多治見市笠原町四三六五番地の二 同 クスリのアオキ蘇原申子薬局 各務原市蘇原申子町二丁目一番地 同 V・drug 土岐口 土岐市土岐口南町四丁目四四番地 同</p>
<p>名 称 所 在 地 廃 止 年 月 日</p>	<p>新 岐 阜 県 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会 岐 阜 岐 阜 市 高 富 一 一 八 七 三 平 成 三 一 ・ 四 ・ 一 ・ 西 濃 医 療 セ ン タ ー 岐 北 厚 生 病 院 旧 岐 阜 県 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会 岐 北 厚 生 病 院 新 岐 阜 県 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会 岐 阜 揖 斐 厚 生 病 院 旧 岐 阜 県 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会 揖 斐 厚 生 病 院 新 岐 阜 県 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会 岐 阜 西 濃 医 療 セ ン タ ー ・ 西 美 濃 厚 生 病 院 旧 岐 阜 県 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会 西 美 濃 厚 生 病 院 旧 岐 阜 県 厚 生 農 業 協 同 組 合 連 合 会 西 美 濃 厚 生 病 院 養 老 郡 養 老 町 押 越 九 八 六 番 地 同</p>

岐阜県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

国民健康保険 坂下病 院	中津川市坂下七二番地一	平成三一・三・三一
吉 田 医 院	安八郡安八町城一 六	同
ナルセ齒科クリニック	土岐市泉神栄町四 一八	同
粕川調剤薬局	揖斐郡揖斐川町黒田字松生四六一 二	同
ルーン調剤薬局	羽島郡笠松町田代天神二四七 一	同
トイカイ薬局 多治見 クリスタルプラザ店	多治見市本町三丁目一〇一 一 クリスタルプラザ多治見三F	同
海 薬 局	関市下有知五二二七 一	同
五井クリニック	美濃市二二八二番地	平成三一・四・一〇
中央クリニック	多治見市新町一 四八 一	平成三一・四・三〇
くらし齒科医院	関市倉知四〇六 四	平成三一・四・一三
ふじいファミリー齒科	中津川市花戸町一番二八号	平成三一・四・三〇
渡辺 齒科 医院	多治見市笠原町四三六五番地の二	同
株式会社 イマ才薬局	各務原市那加西那加町一五	平成三一・三・三一
きらり調剤薬局 多治 見店	多治見市前畑町五丁目一〇八番地 五 一〇三	平成三一・四・一〇
ルナ調剤薬局	土岐市土岐口南町四丁目四四番地 一	平成三一・四・三〇

岐阜県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

居宅介護事業者等の名称
医療法人 のぞみ

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
三重県津市柳山津興三三〇六

サービスの種類
通所リハビリテーション

居宅介護事業所等の名称
ゆり形成内科整形おおのデ
イケア

居宅介護事業所等の所在地
揖斐郡大野町大字大野一
字上城東七五三 一四

指 定 年 月 日
令和元・五・一

岐阜県知事 古 田 肇

る法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	在 地	休 止 年 月 日
伏見 医 院	医療法人社団 宅栄会 理事長 伏見 勝正	平成三一・三・三一

岐阜県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

医療法人 のぞみ 三重県津市柳山津興三
三〇六 介護予防
通所リハ
ビリデー
シヨーン
ゆり形成内科整形おのデ
イケア 揖斐郡大野町大字大野
一 字上城東七五三 一四 同

株式会社セイヨウトレーディ 岐阜市日置江七 七 居宅療養
管理指導 エース薬局 船附店 養老郡養老町船附中代
一三四三 同

株式会社セイヨウトレーディ 岐阜市日置江七 七 介護予防
居宅療養
管理指導 エース薬局 船附店 養老郡養老町船附中代
一三四三 同

岐阜県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 居宅介護事業所等の名称 居宅介護事業所等の所在地 廃止年月日

株式会社 トーカイ薬局 愛知県春日井市中央台 七 九 二 居宅療養
管理指導 トーカイ薬局 多治見クリ
スタルプラザ店 多治見市本町三
ラザ多治見3F 平成三一・三・三一

株式会社 トーカイ薬局 愛知県春日井市中央台 七 九 二 介護予防
居宅療養
管理指導 トーカイ薬局 多治見クリ
スタルプラザ店 多治見市本町三
ラザ多治見3F 同

東海ファーマライズ株式会社 愛知県名古屋市中川区 松年町五 二 六 居宅療養
管理指導 ファーマライズ薬局 川辺 加茂郡川辺町西栃井一
二二三二 同

東海ファーマライズ株式会社 愛知県名古屋市中川区 松年町五 二 六 介護予防
居宅療養
管理指導 ファーマライズ薬局 川辺 加茂郡川辺町西栃井一
二二三二 同

東海ファーマライズ株式会社 愛知県名古屋市中川区 松年町五 二 六 居宅療養
管理指導 ファーマライズ薬局 川辺 加茂郡川辺町西栃井一
二二三二 同

東海ファーマライズ株式会社 愛知県名古屋市中川区 松年町五 二 六 介護予防
居宅療養
管理指導 ファーマライズ薬局 川辺 加茂郡川辺町西栃井一
二二三二 同

東海ファーマライズ株式会社 愛知県名古屋市中川区 松年町五 二 六 介護予防
居宅療養
管理指導 ファーマライズ薬局 川辺 加茂郡川辺町西栃井一
二二三二 同

岐阜県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日

三輪 大祐 訪問鍼灸マッサー
シキエィロウ 大垣市上石津町谷畑二〇一 令和
岐阜瑞穂ステーション 元・五・三

渡邊 勇次 渡辺接骨院 各務原市鵜沼三ツ池町四二二六 令和
元・五・一五

岐阜県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年六月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延 長 （メートル）	備 考
-------	-----	-----	----------------	-----------------	---------------	-----

県道	明金山線	下呂市金山町戸部字藤後 野三五二五番三地先から 同市同町同字 同三五二二番一〇地先ま で	後	前	後	前
			一四〇 一七一	二・八 一四・四	一六・八	一六・八

岐阜県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又は 変更の 年月日 ほか）
県道	御岳山線	高山市朝日町胡桃島字上与十 郎四二六番一地先地内	三七・八	令和 元・六・三	平成 三・四・一六

岐阜県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年六月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
明金山線		下呂市金山町卯之原字前平八 一三番四三地先から 同 市同 町同 字同 八 五三番一二一地先まで	七・六	令和 元・六・三	平成 三〇・一・六

岐阜県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年六月二十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
大野垣線		安八郡神戸町大字瀬古字八幡 曲輪一〇三二番地先から 同 郡同 町大字新屋敷字流 五九三番一四一地先まで	三三・一	令和 元・六・三	平成 二六・一〇・四

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大野町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
大野町
 - 二 作業種類
公共測量（航空写真撮影・写真地図作成）
 - 三 作業期間
令和元年十月一日から
令和二年三月二十九日まで
 - 四 作業地域
揖斐郡大野町
- 落札者等に関する公示
- 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
- 令和元年六月二十一日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 1 標識物印等の枚数及び数量 岐阜県図書館で使用する電気（予定数量） 1,313,695 kWh
 - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 3 入札公館を行った日 平成31年3月1日

- 4 落札者を決定した日 平成31年4月11日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都品川区東品川三丁目6番5号
株式会社V Power
代表取締役 小室 正則
- 6 落札金額 20,934,734円
- 7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地
(1) 部門の名称 岐阜県図書館総務課
(2) 所在地 岐阜市平佐四丁目2番1号

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改 良 区	平 成 三 十 三 年	理 事 長	森 鈴 一	関市倉知 一四三三番地
関市倉知		副 理 事 長	古 川 俊 幸	関市小屋名 二二六番地二
用水土地改良区		会 計 理 事	後 藤 厚	関市倉知 一一七四番地一
		理 事	服 部 浩 司	犬山市大字犬山字辰ケ池二二番地一 マルベリー犬山ヒルズ三〇六
			後 藤 剛	関市倉知 一一三二番地
			加 藤 英 彦	八六六番地四
			山 田 基 司	九七三番地一
			亀 山 久 雄	一一九二番地

就任した役員

土地改良区名 年月日
関市倉知 平成三十四年一月
用水土地改良区

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改 良 区	平 成 三 十 四 年 一 月	理 事 長	森 鈴 一	関市倉知 一四三三番地
関市倉知		副 理 事 長	山 田 正 明	八六六番地六
用水土地改良区		副 理 事 長	岸 一 夫	関市小屋名 一八六番地一
		会 計 理 事	沼 田 久 男	関市倉知 九七五番地
		理 事	岩 井 一 成	一一九番地
			清 水 賢 二	八七五番地
			矢 島 謙 二	九一九番地
			安 田 好 孝	一一五四番地
			森 一 豊	一四八五番地
			大 塚 正 司	一一二番地六
			古 川 正 義	一〇三八番地一
			亀 山 剛 樹	六三二番地六
		総 括 監 事	亀 山 憲 和	九〇四番地一
		監 事	岡 田 利 実	二五七番地

同 後藤 厚 同 一七四番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

令和元年六月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名氏名	住 所
土改良区	年 月 日	氏 名 住	所
川右岸用水土地改良区	三・三・一	監事 石原民雄	関市大杉 七四五番地一

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名氏名	住 所
土改良区	年 月 日	氏 名 住	所
川右岸用水土地改良区	三・四・七	監事 井戸道夫	関市大杉 七一六番地

令和元年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、令和元年度岐阜県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施します。

令和元年六月二十一日

岐阜県人事委員会 委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
警察官採用試験	警察官A（男性）	十人
	警察官A（女性）	五人
	警察官B（男性）	五十人
	警察官B（女性）	十人

二 職務内容

警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。

三 受験資格

試験区分	受 験 資 格
警察官A（男性） 警察官A（女性）	次に掲げる者 一 平成三十一年四月一日における年齢が三十五歳未満の者で、大学を卒業したもの又は令和二年三月までに大学を卒業する見込みのもの 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者
警察官B（男性） 警察官B（女性）	平成三十一年四月一日における年齢が十七歳以上三十五歳未満の者。ただし、大学を卒業した者及び令和二年三月までに大学を卒業する見込みの者（人事委員会がこれと同等の資格があると認める者を含む。）を除く。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。

- 日本の国籍を有しない者
- 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

令和元年九月二十二日(日) 午前八時三十分から、岐阜市、各務原市、多治見市及び高山市において行います。

ただし、警察官A採用試験は、岐阜市のみで行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

警察官A採用試験については、大学卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間三十分に行います。

警察官B採用試験については、高校卒業程度の一般的知能(文章理解(英語を含む)、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)及び一般的知識(社会、人文及び自然の知識)について、択一式による筆記試験を二時間にわたって行います。

(2) 作文試験

表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(3) 資格加算

柔道、剣道、語学(英語、中国語、ポルトガル語又は韓国語)、簿記、情報処理又はスポーツ経歴における資格の調査を行います(資格を証明する資料の写しの提出を求めます。)

(三) 合格者の発表

令和元年十月三日(木)(予定)に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県公式ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

令和元年十月中旬から同年十一月中旬(予定)までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行います。

検査項目	検 査 基 準
視 力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
色 覚	職務遂行に支障がないこと。
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。

(2) 体力検査

敏しよ性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います(検査予定種目 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力及び二十メートルシヤトルラン)。

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験(警察官Aに限る。)

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います(所定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者の発表

第一次試験及び第二次試験の成績並びに受験資格等の調査結果に基づいて最終合格者を決定し、令和元年十二月上旬(予定)に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県公式ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により合否結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載された後、警察本部長からの請求に応じて提示され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定日は、原則として令和二年四月一日です。

ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、大学卒業者は六か月間、短大卒業者、高校卒業者等は十か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就きます。

六 給与等

令和元年度新規採用者の初任給は、大学卒業者が二十一万四千三百円、短大卒業者が十九万六千五百円、高校卒業者が十八万四千四百円で、原則として毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、各県事務所等で配布するほか、岐阜県公式ホームページから入手することができます。

岐阜県公式ホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/tetsuzuki/keikan-saiyo/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った返信用封筒(宛先明記の角形二号封筒)を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験する試験区分(「警察官A(男性)受験」、「警察官A(女性)受験」、「警察官B(男性)受験」又は「警察官B(女性)受験」)を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留により、〒五〇〇 八五〇一(住所不要)岐阜県警察本部警務課宛てで、郵送してください。

なお、受験票は、申込受付後に郵送しますので、必ず申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を指定された場所に貼り、第一次試験当日に持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、令和元年七月十二日(金)から同年八月十三日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送の場合は、令和元年八月十三日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。

八 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

九 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局(電話〇五八 二七二 一八七 九六)、岐阜県警察本部警務課(電話〇五八 二七二 二四二四 内線二六三三)又は県内の各警察署へ問い合わせてください。